

北海道温泉保護対策要綱

第1 目的

この要綱は、温泉のゆう出量の減少、温度の低下、成分の変化等の衰退現象を防止し、もって温泉の恒久的保護と適正な利用の推進を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「源泉」とは、温泉がゆう出している出口及びゆう出するゆう出路をいう。
- (2) 「附近源泉」とは、温泉掘削等の申請地点から500メートル以内にある源泉をいう。
- (3) 「距離」とは、水平距離をいう。

第3 方針

温泉地における源泉の分布並びに温泉の状態により温泉を保護すべき地域を定めて、掘削、増掘等の規制を行うほか、全道的な温泉の保護及び利用に必要な措置を行うものとする。

第4 温泉保護地域等の設定

温泉を保護すべき地域を次の区分により設定することとし、その地域は別表1のとおりとする。

保護地域

- (1) 過去及び現在において、源泉相互間の影響が顕著にあらわれている地域
- (2) 近年、温泉の水位、温泉の低下等温泉の衰退現象が著しくみられた地域
- (3) 学術的若しくは特別な事由により、温泉を保護しなければならない地域

準保護地域

- (1) 近距離の源泉間では相互影響がみられ、又は予想される地域
- (2) 今後、温泉の衰退現象が予想される地域

第5 対策措置

1 保護地域等における規制

保護地域、準保護地域における温泉の掘削、増掘、動力装置の規制は別表2に定めるとおりとする。

2 温泉の保護及び利用に必要な措置

(1) 源泉の埋没措置

次の源泉は埋没させるものとする。

ア 別表2の1の(2)に掲げる代替掘削を行ったときの源泉及び別表2の1の(3)に掲げる整理統合により廃止した源泉

イ ゆう出路の崩壊等によりゆう出量が著しく減少し、又はゆう出が停止したため代替掘削を行ったときの旧源泉

(2) 利用源泉に対する措置

未利用源泉に対する措置は次のとおりとする。

ア 掘削等を完了した温泉は、原則として1年以内に適正な利用を行うものとする。

イ 掘削等を完了した温泉は、利用するまでの間、放流を停止又は制限する等の措置を講ずるものとする。

ウ 長期にわたる未利用の源泉及び今後利用する意思のない源泉は、埋没する等の措置を講ずるものとする。

(3) 採取量の制限措置

温泉の採取は、利用上の必要量を超えないように制限できる措置を講ずるものとする。

(4) 源泉の管理

源泉の近くに、その位置及び所有者等を示す標識を設け源泉の管理責任を明確にするとともに、必要に応じて危害防止の措置を講ずるものとする。

(5) 工事施行上の措置

温泉掘削工事の施行に当たっては、環境保全及び公害発生の防止に留意するものとする。

第6 適用除外

この要綱は、地熱資源開発に関連する掘削については、適用しないものとする。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

- (沿革) 昭和51年 3月 9日制定
昭和57年 3月26日薬務第741号一部改正
昭和63年12月13日薬務第889号一部改正
平成16年 5月 7日医薬第284号一部改正

別表 1

温泉を保護すべき地域

区分	地 域 名	地 域 の 範 囲	備 考
保 護 地 域	1 登別温泉 下登別温泉	登別市登別温泉町の一部、登別本町、登別港町及び登別東町で、別添範囲図①に示すとおりとする。	
	2 洞爺湖温泉 壮瞥温泉	虻田町字洞爺湖温泉町の一部及び壮瞥町字壮瞥温泉町の一部で、別添範囲図②に示すとおりとする。	
	3 虎杖浜地域	白老町字虎杖浜の一部で、別添範囲図③に示すとおりとする。	
	4 竹浦地域	白老町字竹浦の一部で、別添範囲図④に示すとおりとする。	
	5 北吉原・萩野・ 石山地域	白老町字北吉原の一部、字萩野の一部及び字石山の一部で、別添範囲図⑤に示すとおりとする。	
	6 十勝川温泉	音更町字下士幌の一部で、別添範囲図⑥に示すとおりとする。	
	7 湯の川温泉	函館市湯川町1丁目、2丁目、3丁目及び湯浜町並びにこれら周辺200m 以内の地域で、別添範囲図⑦に示すとおりとする。	
	8 弟子屈温泉	弟子屈町字弟子屈の一部で、別添範囲図⑧に示すとおりとする。	
	9 川湯温泉	弟子屈町字川湯の一部及び跡佐登原野の一部で、別添範囲図⑨に示すとおりとする。	
	10 定山溪温泉	札幌市南区定山溪温泉西1丁目、西2丁目、西3丁目、西4丁目、東1丁目、東2丁目、東3丁目及び東4丁目、別添範囲図⑩に示すとおりとする。	
	11 温根湯温泉	留辺蘂町字温根湯の一部、字昭栄の一部、字花丘の一部及び字平里の一部で、別添範囲図⑪に示すとおりとする。	
	12 帯広地域	帯広市の一部で、別添範囲図⑫に示すとおりとする。	
準 保 護 地 域	1 弟子屈温泉 鎧別温泉	弟子屈町字弟子屈の一部、字テシの一部、字弟子屈原野の一部及び字鑑別の一部で、別添範囲図⑧に示すとおりとする。	
	2 仁伏温泉	弟子屈町字サワチサップの一部で、別添範囲図⑨に示すとおりとする。	
	3 濁川温泉	森町字濁川の一部で、別添範囲図⑫に示すとおりとする。	
	4 竹浦、北吉原、萩野、 石山、白老、社台地域	白老町字竹浦の一部、字北吉原の一部、字萩野の一部、字石山の一部、字白老の一部及び字社台の一部で、別添範囲図⑤に示すとおりとする。	
	5 糠平温泉	上士幌町字糠平の一部で、別添範囲図⑬に示すとおりとする。	
	6 十勝地域	帯広市の一部、音更町の一部及び幕別町の一部で、別添範囲図⑫に示すとおりとする。	
	7 札幌市内平野部	札幌市の一部で、別添範囲図⑭に示すとおりとする。	

別表 2

温泉地域等における規制

1 保護地域

1 掘削

温泉の掘削は、次の場合を除き、原則として認めないものとする。

- (1) 既存の利用源泉が、不可抗力による災害等により埋没したものを、原状に復旧するために掘削を行うとき。
- (2) 国又は地方公共団体等が公益上必要と認めて行う工事等により、埋没を余儀なくされたため代替として掘削を行うとき。
- (3) 地方公共団体等が、地域の開発と発展を図る目的で温泉を整理統合し、地域全体の総合需給計画等に基づき温泉を増強するために温泉の掘削を行うとき。

2 増掘

温泉の増掘は、原則として認めないものとする。ただし、現に利用している温泉のゆう出量に大幅の減少がみられ、利用上の障害が生じた場合で、増掘以外にその回復が困難である場合に附近源泉に影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。

3 動力装置

動力の装置は、附近源泉に影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。

2 準保護地域

1 掘削

温泉の掘削は、既存源泉との距離が温泉地の実情を考慮して定めた次の距離以内のものについては原則として認めないものとする。ただし、温泉保護地域の掘削に掲げる除外項目に該当する場合は、この限りでない。

設定地区	地域の範囲	制限距離
1 弟子屈・鑑別温泉	弟子屈町字弟子屈の一部、字テシの一部、字鑑別の一部 (弟子屈町2、3、4、5、7丁目、8丁目の一部、鑑別公住、鑑別温泉、高台)	200m
	弟子屈町字弟子屈の一部、字弟子屈原野の一部、字鑑別の一部(弟子屈町1丁目、旭町、日の出町、下鑑別)	150m
2 仁伏温泉	弟子屈町字サワンチサップの一部	100m
3 濁川温泉	森町字濁川の一部	150m
4 竹浦、北吉原、萩野、石山、白老、社台地域	白老町字竹浦の一部、字北吉原の一部、字萩野の一部、字石山の一部、字白老の一部、字社台の一部	500m
5 糠平温泉	上士幌町字糠平の一部	120m
6 十勝地域	帯広市の一部、音更町の一部及び幕別町の一部	500m
7 札幌市内平野部	札幌市の一部	500m

()内は通称名

2 増掘

温泉の増掘は、附近源泉の口径、深度を十分に検討し附近源泉に影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。

3 動力装置

動力の装置は、附近源泉に影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。